かつらぎ町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 15,625	千円 11,330,104	千円 404,218	千円 1,655,990	% 14.7	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	人 180	千円 639,091	千円 123,556	千円 263,990	千円 1,026,637

(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,704	千円 5,561

(注) 1　職員手当には退職手当を含まない。

2　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

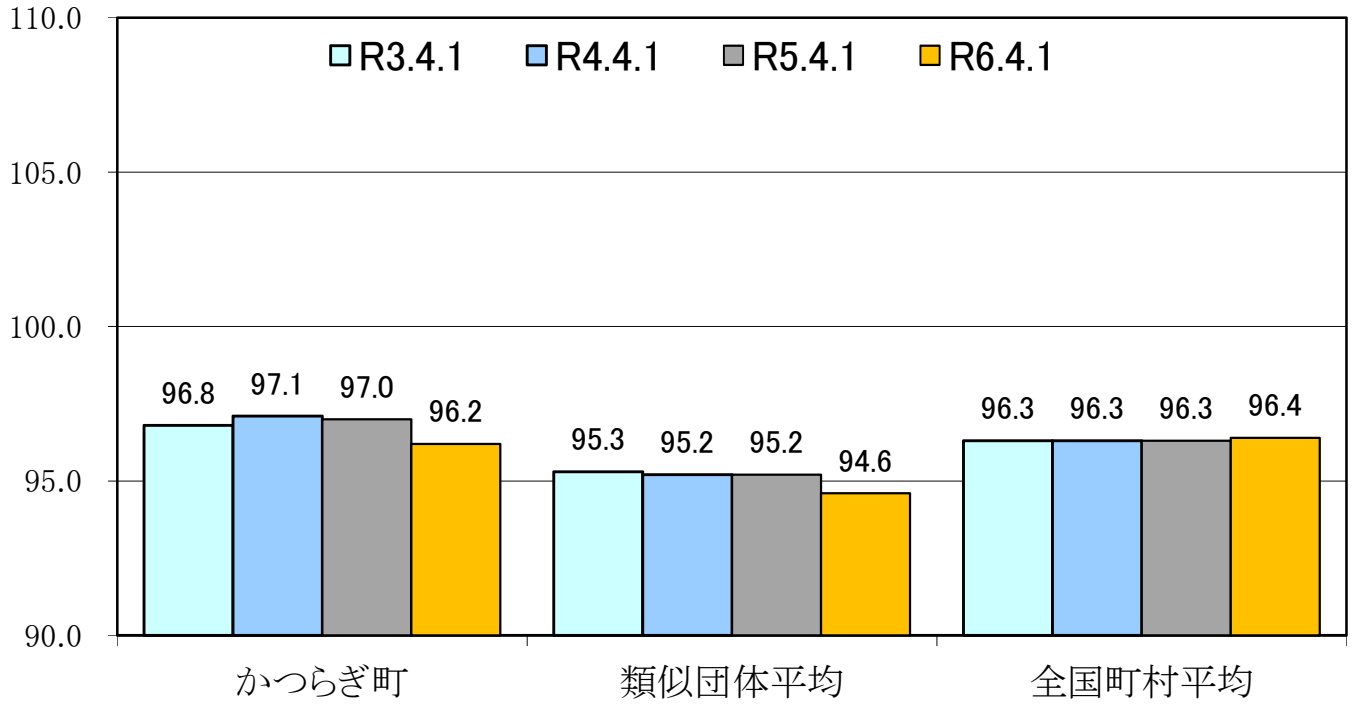

(注) 1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　() 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4)　給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告（改定率）		
5年度	円	円	円（　　%）	%	%	%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合　A	公務員の支給月数　B	較差 A－B	勧告（改定月数）		
5年度	月	月	月	月	月	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し　［ 実施　　未実施 ］

（給料表の改定実施時期）　平成 27 年 4 月 1 日

（内　容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については、最大 4%程度の引下げ。

激変緩和のため、8 年間(令和 5 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当なし

③その他の見直し内容

平成 27 年 4 月 1 日から、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(6)　特記事項

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ﾍﾞｰｽ）
かつらぎ町	43.7 歳	323,500 円	384,329 円	341,839 円
和歌山県	42.7 歳	322,409 円	404,702 円	360,703 円
国	42.1 歳	323,823 円	―	405,378 円
類似団体	42.3 歳	307,516 円	354,427 円	331,167 円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ﾍﾞｰｽ)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
かつらぎ町	―	―	―	―	―	―	―	―	―
和歌山県	58.5 歳	18 人	330,200 円	320,507 円	314,689 円	―	―	―	―
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	―	330,553 円	―	―	―	―
類似団体	51.3 歳	6 人	260,928 円	284,124 円	270,524 円	―	―	―	―

区　分	参考		
	年収ﾍﾞｰｽ(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
かつらぎ町	―	―	―

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和３年～令和５年の３ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
かつらぎ町	―	―	―
和歌山県	39.8 歳	349,466 円	395,119 円
類似団体	39.8 歳	294,214 円	331,585 円

(注) １　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

３　個人情報保護の観点から、職員数が1人の項目は「※」とする。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区分		かつらぎ町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	－	169,000 円	－
	中学卒	－	155,300 円	－
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	187,300 円	226,100 円	－
	短大卒	173,600 円	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,000 円	349,200 円	382,200 円	393,900 円
	高校卒	－	307,600 円	366,700 円	374,200 円
技能労務職	高校卒	－	－	－	－
	中学卒	－	－	－	－
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	－	－	－	－
	高校卒	－	－	－	－

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
６級	参事及び会計管理者の職務、課長の職務、主幹の職務	人 20	% 11.7	円 323,100	円 411,300
５級	課長補佐の職務、副主幹の職務	人 22	% 12.9	円 295,400	円 394,000
４級	係長の職務、主任の職務	人 50	% 29.2	円 271,600	円 382,000
３級	主査の職務	人 50	% 29.2	円 240,900	円 351,000
２級	副主査の職務	人 8	% 4.7	円 208,000	円 305,200
１級	主事の職務、主事補の職務	人 21	% 12.3	円 162,100	円 249,400

（注）１　かつらぎ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

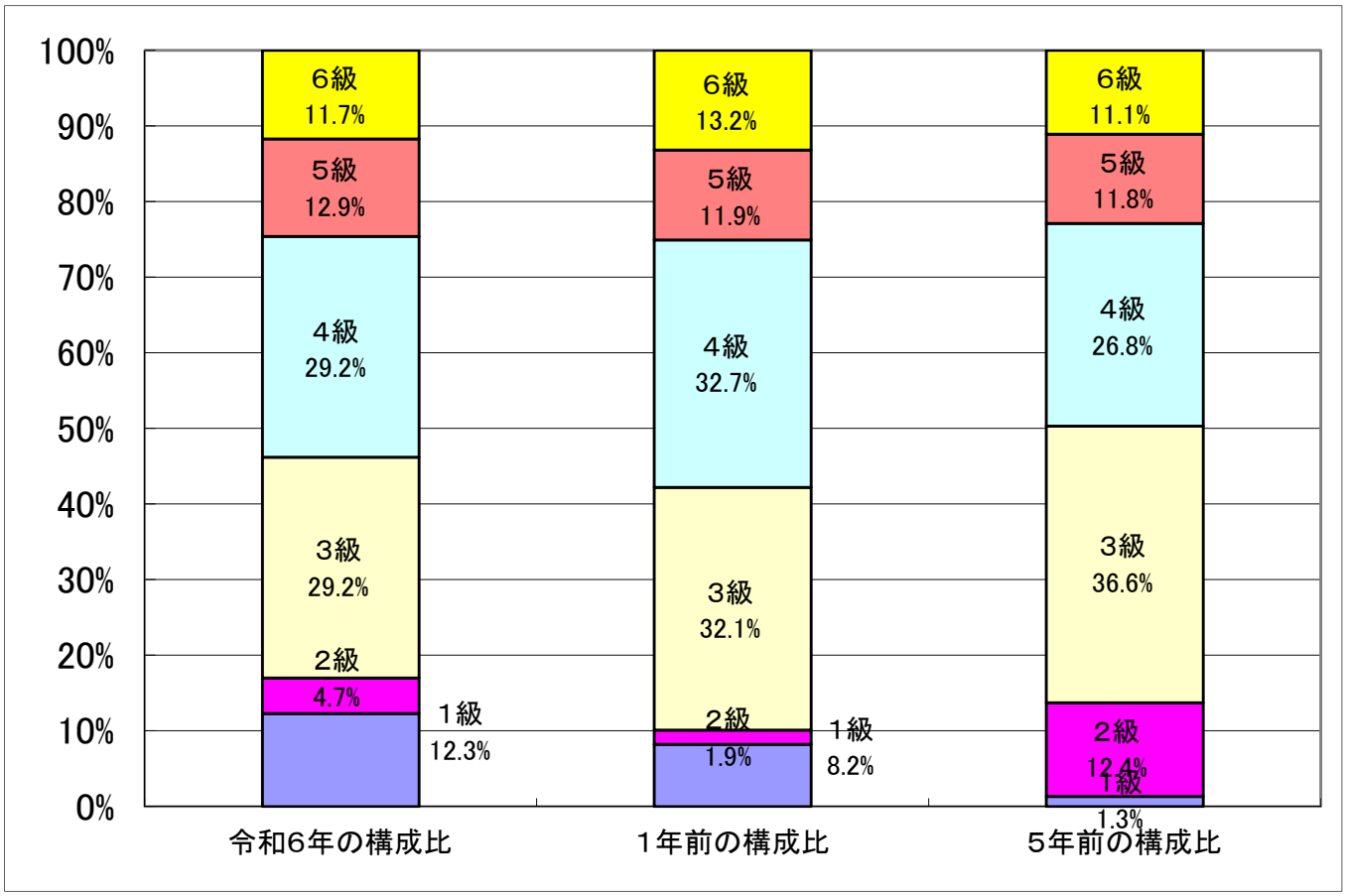

（注）　平成 18 年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

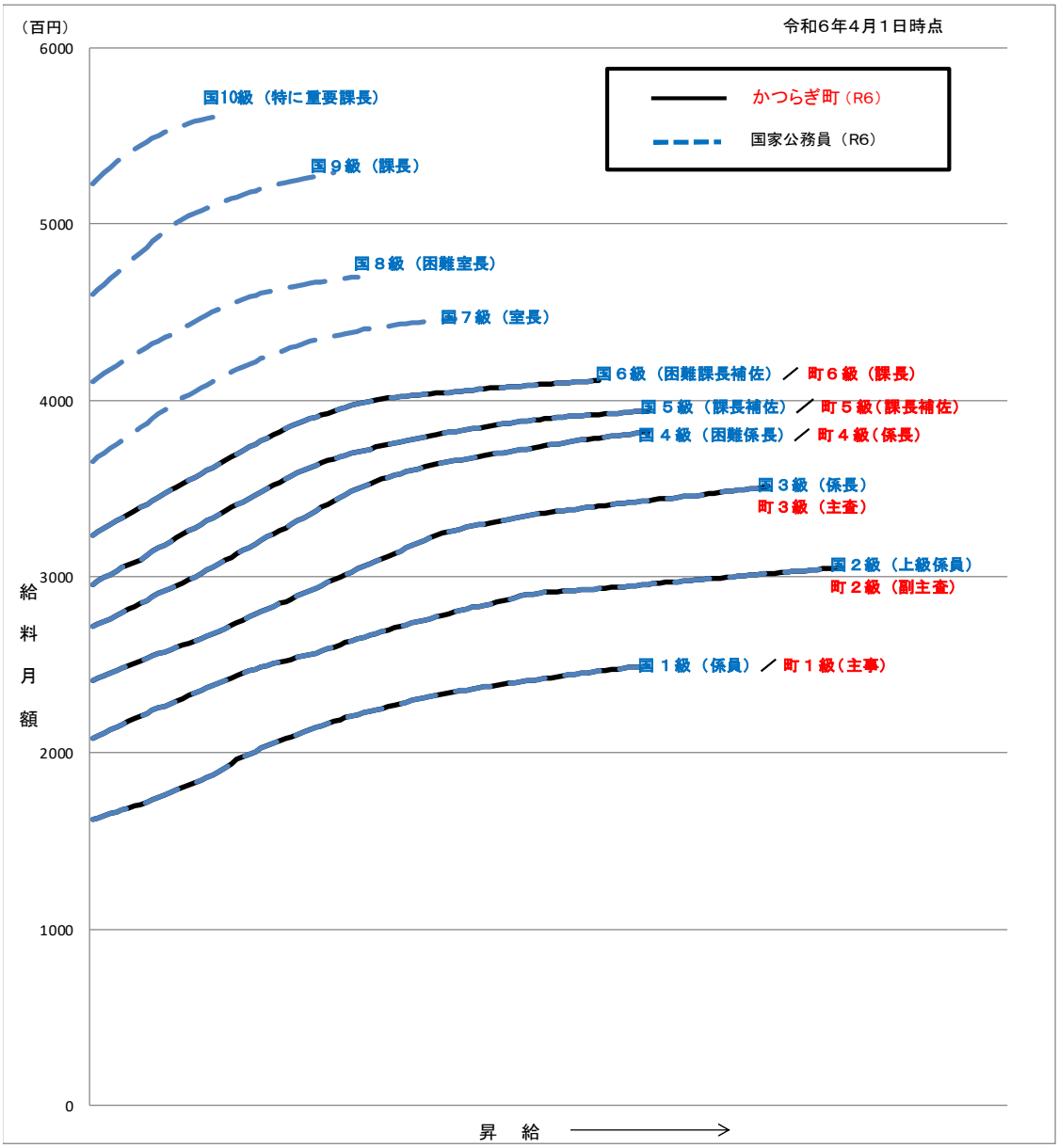

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和６年４月２日から令和７年４月１日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

かつらぎ町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,558 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,654 千円	－
（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0. 975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0. 975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注)　( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

かつらぎ町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円）の60月分				
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	1,489 千円	― 千円			

(注)　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和5年度決算）		538千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		538千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和5年度決算）			480 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			18,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			12.9%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
町税事務	税務課職員	町税の賦課及び徴収	337 千円	月額　2,200円
		財産の差押え等の強制処分	0 千円	１日　500円
		滞納整理のための督促的徴収	0 千円	１日　200円
防疫等作業	健康推進課職員 産業観光課職員	感染症患者等の救護、感染症病原体等の処理作業、家畜伝染病に対する防疫作業	0 千円	４時間につき　1,000円
行旅死病人収容作業	住民福祉課職員	行旅死病人の収容作業	0 千円	行旅死人　１件　2,000円 行旅病人　１件　1,000円
犬、猫等の死体収容処理	環境課職員	犬、猫等の死体収容作業	59 千円	１件　1,000円
有害鳥獣処分	産業観光課職員	有害鳥獣の殺処分作業	84 千円	１件　1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	78,681 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	749 千円
支給実績（令和４年度決算）	62,779 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	487 千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	（支給額）　配偶者　6,500円 子1人につき　10,000円 父母等1人につき　6,500円 （加算額）　満16歳から満22歳の子　5,000円	同		21,741 千円	252,807 円
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 （支給額）　最高　27,000円	同		5,749 千円	302,589 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 （支給額）　交通機関　限度額 55,000円 交通用具　3,400～31,600円	異	通勤距離区分	15,260 千円	95,972 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 （支給額）　参事等　50,000～60,000円 課長職　40,000円 主　幹　20,000円	同		10,790 千円	449,603 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務した場合、1時間あたりの給料額の135％を支給	同		726 千円	36,276 円
宿日直手当	宿直勤務を行った職員 （支給額）　1回　4,400円 ※勤務時間の2分の1に相当する勤務は2,200円	同		1,692 千円	38,455 円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	町長	700,000 円 （　　円）	814,000 円 ／ 699,000 円
	副町長	600,000 円 （　　円）	651,000 円 ／ 546,000 円
報酬	議長	300,000 円 （　　円）	355,000 円 ／ 263,900 円
	副議長	250,000 円 （　　円）	270,000 円 ／ 213,400 円
	議員	230,000 円 （　　円）	250,000 円 ／ 181,000 円
期末手当	町長 副町長	（令和5年度支給割合） 2.45 月分	
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合） 2.60 月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）　（支給時期）
	町長	給料月額×在職月数×43.3/100	14,548,800円　任期毎
	副町長	給料月額×在職月数×25.8/100	7,430,400円　任期毎
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	58	63	5	業務の充実（総務一般、庁舎建設、会計、防災）
		税務	14	13	▲1	税務派遣終了
		農林水産	17	17	0	
		商工	5	5	0	
		土木	18	18	0	
		民生	17	18	1	業務の充実（児童福祉業務）
		衛生	22	24	2	業務の充実（保健師業務）
		計	154	161	7	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　103.04人 （類似団体の人口1万当たりの職員数　102.33人）
	教育部門		26	29	3	業務の充実（社会教育、学校関係）
	消防部門		0	0	0	
	小計		180	190	10	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　121.16人 （類似団体の人口1万当たりの職員数　123.96人）
公営企業会計部門	病院		1	1	0	
	水道		6	6	0	
	下水道		4	3	▲1	下水道公社派遣終了
	その他		7	8	0	
	小計		18	18	0	
合計			198 [231]	208 [231]	10	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　133.12人

(注) 1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　 2　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

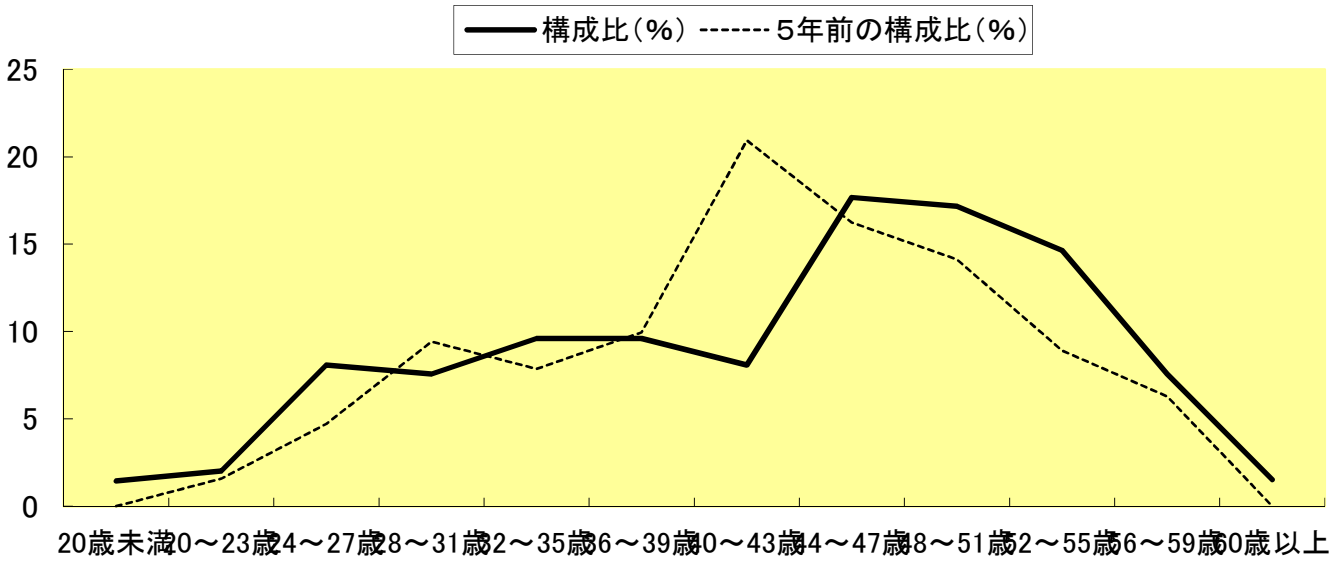

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 4	人 16	人 15	人 19	人 19	人 16	人 35	人 34	人 29	人 15	人 3	人 208

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	147	146	147	152	154	161	14（ 9.5％）
教育	23	25	25	26	26	29	6（ 26.1％）
消防	0	0	0	0	0	0	－
普通会計計	170	171	172	178	180	190	20（ 11.8％）
公営企業等会計計	21	21	20	19	18	18	▲3（▲14.3％）
総合計	191	192	192	197	198	208	17（ 8.9％）

(注) 1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 450,329	千円 27,009	千円 33,205	% 7.4	% 9.0

(注) 1　資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

2　平成31年度より地方公営企業法適用。

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	一人当たり 給与費　B/A
5年度	人 4	千円 17,175	千円 1,624	千円 6,150	千円 24,949	千円 6,237

(参考)団体平均 一人当たり給与費
千円 6,023

(注) 1　職員手当には退職給与金を含まない。

2　職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
かつらぎ町	45.5 歳	352,111 円	521,972 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事業者	－ 歳		－ 円

(注)　1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

かつらぎ町（下水道事業）	かつらぎ町（一般行政職）
１人当たり平均支給額（令和5年度）　1,537 千円	１人当たり平均支給額（令和5年度）　1,558 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0. 975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0. 975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～10%

(注)　( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

かつらぎ町（水道事業）			かつらぎ町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%）	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額（0円～65,000円）の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額（0円～65,000円）の60月分	
（退職時特別昇給	なし ）		（退職時特別昇給	なし ）	
1人当たり平均支給額	― 千円	― 千円	1人当たり平均支給額	1,489 千円	― 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和5年度決算）			千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和5年度決算）			千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
			千円	

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	716 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	358 千円
支給実績（令和４年度決算）	800 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	400 千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	（支給額）　配偶者　6,500円 子1人につき　10,000円 父母等1人につき　6,500円 （加算額）　満16歳から満22歳の子　5,000円	同		198 千円	99,000 円
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 （支給額）　最高　27,000円	同		264千円	264,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 （支給額）　交通機関　限度額 55,000円 交通用具　3,400～31,600円	同		134 千円	134,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 （支給額）　課長職　40,000円 主　幹　20,000円	同		480 千円	480,000 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 360,871	千円 11,512	千円 50,418	% 14.0	% 14.1

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	（参考）団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 6	千円 25,271	千円 3,730	千円 10,165	千円 39,166	千円 6,528	千円 6,118

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
かつらぎ町	45.6 歳	355,055 円	544,903 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事　業　者	－ 歳		－ 円

(注)　1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

　　2　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

かつらぎ町（水道事業）	かつらぎ町（一般行政職）
１人当たり平均支給額（令和5年度）　1,694 千円	１人当たり平均支給額（令和5年度）　1,558 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0. 975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0. 975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～10%

(注)　( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

かつらぎ町（水道事業）			かつらぎ町（一般行政職）		
支給率)	自己都合	応募認定・定年	（支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円）の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円）の60月分	
（退職時特別昇給	なし ）		（退職時特別昇給	なし ）	
1人当たり平均支給額	― 千円	― 千円	1人当たり平均支給額	1,489 千円	― 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和２年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和６年４月１日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和5年度決算）			567　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			56,700　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			90.9　％	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
料金徴収手当	上下水道課職員	水道料金等の各戸徴収	0 千円	1日　200円
緊急連絡待機手当	上下水道課職員	事故及び障害処理のための待機	567 千円	1時間　200円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	2,957 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	492 千円
支給実績（令和４年度決算）	2,218 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	369 千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	（支給額）　配偶者　6,500円 子1人につき　10,000円 父母等1人につき　6,500円 （加算額）　満16歳から満22歳の子　5,000円	同		498　千円	249,000　円
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 （支給額）　最高　27,000円	同		0　千円	0　円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 （支給額）　交通機関　限度額 55,000円 交通用具　3,400～31,600円	同		206　千円	51,500　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 （支給額）　課長職　40,000円 主　幹　20,000円	同		0　千円	0　円